

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「ポータビリティ④制度間のポータビリティ」です。

## 第 15 講 「ポータビリティ④制度間のポータビリティ」

（確定拠出年金法第 54 条 2018 年度版条文集 P120 ほか）

第 14 講までは離転職に伴うポータビリティについてみてきましたが、今回は制度移行に伴うポータビリティについてみてみます。

制度移行に伴うポータビリティとは、退職給付制度の改定に伴い、退職一時金や確定給付企業年金等の制度と確定拠出年金の企業型年金（以下「企業型年金」）との間で資産の移換をすることです。制度移行に伴うポータビリティに関する規定としては、確定拠出年金法第 54 条（他の制度の資産の移換）、第 54 条の 5（退職金共済契約の被共済者となった者等の個人別管理資産の移換）です。第 54 条は他の制度から企業型年金へ移換、第 54 条の 5 は企業型年金から他の制度（中小企業退職金共済）への移換に関する規定です。なお、2018 年 5 月 1 日より、合併等の場合に企業型年金と中小企業退職金共済との間で資産の移換ができるようになりましたが、確定拠出年金法では、中小企業退職金共済から企業型年金に移換する場合の規定は第 54 条、企業型年金から中小企業退職金共済に移換する場合の規定は第 54 条の 5 と、別々に定められているので留意が必要です。

まず、第 54 条（他の制度の資産の移換）をみてみましょう。

第 1 項は、企業型年金に移換できる制度に関する規定です。確定給付企業年金、中小企業退職金共済、退職一時金の 3 つが企業型年金に移換できる制度として定められています。厚生年金基金はこの条文中には定められていませんが、読替えにより、企業型年金に移換できることとなります。

第 2 項は、移換による効果に関する規定です。他の制度から企業型年金に資産の移換があった場合には、移換された資産に対応する移換元制度での加入期間や勤務期間などが、確定拠出年金制度における通算加入者等期間に算入されず（詳細は確定拠出年金法施行規則第 30 条を参照）。

なお、他の制度からの資産の移換は、確定拠出年金法施行令第 22 条（他制度の資産の移換の基準）により次のように分類されます。

### （1）確定給付企業年金からの移換

- ・確定給付企業年金の一部を移換する場合（第 1 項第 1 号）
- ・確定給付企業年金を終了した場合の残余財産を移換する場合（同項第 2 号）

### （2）中小企業退職金共済からの移換

- ・中小企業に該当しなくなり退職金共済契約が解除された場合に解約手当金相当額の範囲内で移換するとき（同項第 3 項）
- ・合併に伴い退職金共済契約が解除された場合に解約手当金相当額を移換するとき（同項第 4 号）

### （3）退職一時金からの移換

・退職一時金の制度改定又は廃止に伴い自己都合要支給額の差額の範囲内で移換する場合（同項第5号）

退職一時金以外の制度からの移換は一括で行われますが、退職一時金からの移換は、移行年度（退職給与規定の改定又は廃止が行われた日の属する年度）から、移行年度の翌年度から起算して3年度以上7年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等して移換が行われます。

また、確定給付企業年金、退職一時金制度等から企業型年金への移換は、退職給付会計上は退職給付制度の終了に該当するため、終了の会計処理を行います（終了の会計処理に関する定めは確定拠出年金法にはありません。会計処理の内容を確認する場合は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）が参考になります）。

次に確定拠出年金法第54条の5（退職金共済契約の被共済者となった場合の個人別管理資産の移換）をみてみましょう。

この規定は、企業型年金から中小企業退職金共済への移換に関する規定です。ポータビリティに関する一般的な説明では中小企業退職金共済から企業型年金への移換とセットで記載されていることが多いのですが、このように条文上は別々に定められています。これらの移換は、合併等により企業型年金と中小企業退職金共済の2つの退職給付制度が併存すると、中小企業にとっては実施に係る負担が重くなることを考慮して、実施する退職給付制度を一つの制度にまとめるために認められることとなったものです。第54条の5では、合併等の場合に、企業型年金の加入者資格を喪失した者の個人別管理資産を中小企業退職金共済に移換できることが定められています。

第12講から今回まで4回にわたり、ポータビリティについてみてきましたが、2018年5月1日以降は、離転職時のポータビリティの選択肢が広がり、また、他制度との間の移換については、限定的ではありますが、従前より認められていた他制度から確定拠出年金への移換に加えて、確定拠出年金から他制度への移換も認められることとなりました。

こうしたポータビリティの拡充は、個人型年金の加入可能対象者の拡大と共に、確定拠出年金制度の改正における「ライフコースの多様化」に対応するための施策として行われたものです。企業年金としての性格が強かった確定拠出年金を、全国民を対象とする年金制度として位置づけるうえでは、一方で加入対象者の拡大、他方でポータビリティの拡充が必要であるとして改正が行われたという背景も覚えておくと、確定拠出年金制度への理解が深まるでしょう。

今回は、「老齢給付金」です。